

第64回憲法と平和を考えるつどい

憲法を生かして格差・貧困の根を断つ … 9条+25条の視点

資料集

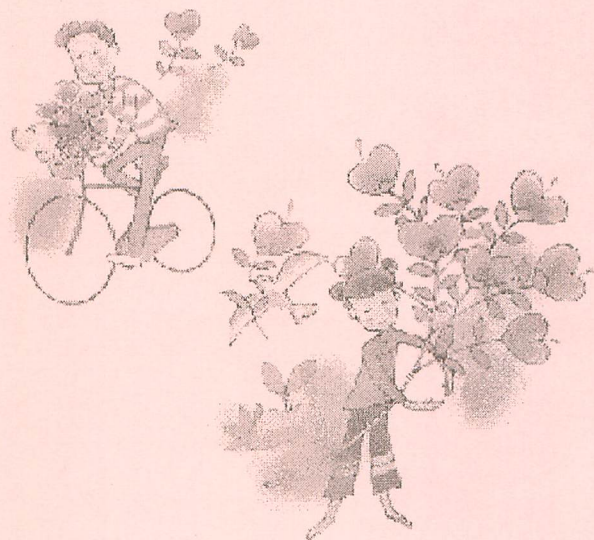
日時：2008年5月3日（土） 10時00分～12時00分

場所：宮崎中央公民館3階大会議室

講師：二宮 厚美 先生（神戸大学 教授）

目次

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1. 講演レジメ | p. 1 |
| 2. 日本国憲法(抜粋) | p. 2 |
| 3. 自衛隊イラク派遣違憲名古屋高
裁判決関連 | p. 4 |
| 4. 名古屋高裁判決要旨 | p. 6 |
| 5. 朝日, 毎日, 読売, 宮日の各紙の
社説 | p. 7~10 |
| 6. 科学者会議事務局長談話 | p. 11 |
| 7. 憲法 25 条朝日新聞社説 | p. 12 |
| 8. 偽装請負大阪高裁判決 | p. 13 |
| 9. 後期高齢者医療制度の経過 | p. 15 |
| 10. 日本の貧困率 | p. 16 |
| 11. ルポ「貧困大陸アメリカ」目次 | p. 17 |



主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和をまもる宮崎県連絡会

第64回憲法と平和を考えるつどい

憲法を生かして格差・貧困の根を断つ … 9条+25条の視点

資料集

日時：2008年5月3日（土） 10時00分～12時00分

場所：宮崎中央公民館 3階大会議室

講師：二宮 厚美 先生（神戸大学 教授）

目次

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1. 講演レジメ | p. 1 |
| 2. 日本国憲法(抜粋) | p. 2 |
| 3. 自衛隊イラク派遣違憲名古屋高
裁判決関連 | p. 4 |
| 4. 名古屋高裁判決要旨 | p. 6 |
| 5. 朝日, 毎日, 読売, 宮日の各紙の
社説 | p. 7～10 |
| 6. 科学者会議事務局長談話 | p. 11 |
| 7. 憲法 25 条朝日新聞社説 | p. 12 |
| 8. 偽装請負大阪高裁判決 | p. 13 |
| 9. 後期高齢者医療制度の経過 | p. 15 |
| 10. 日本の貧困率 | p. 16 |
| 11. ルポ「貧困大陸アメリカ」目次 | p. 17 |



主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和をまもる宮崎県連絡会

憲法を生かして格差・貧困の根を断つ

……9 条 + 25 条の視点……

2008.5.3 宮崎

二宮 厚美 (神戸大学)

はじめに

改憲勢力に大きな打撃を与えた世論の力

[1] 憲法をめぐる現代日本の状況

1. 改憲ストップの前に立ち往生の福田政権
2. 改憲型構造改革にノーの声をあげた国民世論
「衆参ねじれ国会」誕生の背景にあるもの
3. 憲法第9条プラス25条の現実的な力
日本とアメリカの違いを示した堤未果『貧困大
国アメリカ』(岩波新書)

講師プロフィール：

愛知県出身1947年生、神戸大学教授。専門は、経済学。とくに労働・生活、社会福祉問題では、わが国では第一級の研究者で、著書多数。

2007年8月に出版された『格差社会の克服』(山吹書店 ¥2,520)は、格差・貧困問題の克服を考える上で必読の好著。また、母親大会はじめ各地の集会で講演し、核心に迫るすどい現状分析とその克服への問題提起では定評がある。

[2] 現代日本の格差社会化と平和・福祉の課題

1. 現代日本の格差・貧困の構造的特質
 - ・ 格差と貧困の結びつき
 - ・ 階級的格差と階層的格差の同時進行
2. 格差社会化の諸様相
経済的格差から能力格差にいたる連動的・連鎖的構造
3. 現代日本の格差・貧困の背景
最も重要な新自由主義的構造改革
格差・貧困を招いた主犯を見失ってはならない

[3] 憲法9条プラス25条の現代的意義

1. 世界史を貫く「大砲か、バターか」の選択
大砲=戦争を選択するか、バター=福祉を選択するか、の対決
2. 平和と福祉を一体化した憲法前文
憲法前文「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認し、承認する」
3. 「三つの間抜け社会」の克服と平和

おわりに

日本国憲法

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年5月3日

- 第一章 天皇（第1条—第8条）
- 第二章 戦争の放棄（第9条）
- 第三章 国民の権利及び義務（第10条—第40条）
- 第四章 国会（第41条—第64条）
- 第五章 内閣（第65条—第75条）
- 第六章 司法（第76条—第82条）
- 第七章 財政（第83条—第91条）
- 第八章 地方自治（第92条—第95条）
- 第九章 改正（第96条）
- 第十章 最高法規（第97条—第99条）
- 第十一章 補則（第100条—第103条）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第二章 戦争の放棄

- 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

- 第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。
- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持し

なければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第14条～第17条 (略)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

以下略

2008年(平成20年) 4月18日(金)

自衛隊イラク派遣は違憲



空自のイラクでの活動が違憲と判断され、原告団メンバーに向かって手を振る池住義憲原告団代表＝17日午後1時58分、名古屋高裁前

名古屋高裁

武力行使と一体

空自活動「9条に違反」

自衛隊のイラク派遣は憲法違反として、市民ら約千百人が派遣の差し止めや慰謝料を国に求めた訴訟の控訴審判決で名古屋高裁は十七日、航空自衛隊が多国軍の武装兵を空輸しているバグダッドを「戦闘地域」と認定し「他国の武力行使と一体化した行動であり、憲法九条などに違反する」として、バグダッドへの空輸活動は違憲との判断を示した。自衛隊のイラク派遣をめぐる違憲判断は初めて。青山邦夫裁判長(退官)のため高田健一裁判長代読は原告側の控訴は棄却し、請求自体は二審に送り返されたが、原告側は棄却勝訴と受け止めて上告しない方針。国も勝訴のため上告できず、判決は確定するとみられる。陸上自衛隊派遣の判断は言及なかった。(2、3、25面に関連記事、4面に判決全文)

町村信孝原告団長は「バグダッド飛行場などは非戦闘地域の要件を満たしており、納得できない。自衛隊の活動は継続する」との見解を示した。判決で青山裁判長は、バグダッドをイラク復興支援特別措置法が自衛隊の活動を禁じている「戦闘地域」と認定。空輸活動を現代戦では補給活動も戦闘行為の重要な要素であることを考えれば、多国軍の戦闘行為に必要不可欠な軍事上の後方支援とした。その上で「空自の活動は、政府と同じ憲法解釈に立って、イラク特措法に違反し、憲法九条にも違反する活動を含んでいる」とした。

また判決は、原告側が主張した平和的生存権を憲法上の権利としたが「派遣によって原告らの具体的権利としての平和的生存権が侵害されたと認められず、民事上の損害賠償が認められるに足る利益侵害が生じていない」と指摘。一審と同じく派遣差し止め請求は却下、一人二万円の慰謝料の請求は棄却とした。

原告は木暮人元駐レバノン大使や市民ら。同様の訴訟は全国の十一地裁で起され、これまでの判決はすべて原告側の全面敗訴。空自の空輸活動は陸上自衛隊が撤収してからもクウェートとバグダッドなどの間で継続されている。

ズーム

自衛隊のイラク派遣 2008年7月に成立したイラク復興支援特別措置法に基づき、陸上自衛隊は04年からイラク南部サマワで、医療指導や給水活動、学校・道路の修復活動などを実施。06年7月に撤収した。航空自衛隊は04年3月から、クウェートの空軍基地を拠点に、C-130輸送機で陸上への支援輸送などをしてきたが、陸自撤収後はイラクの首都バグダッドや北部に活動範囲を広げ、多国軍の兵士や国連の要員、物資の輸送などを行っている。

「9条は生きていた」

「画期的判決」に歓喜

自衛官に戸惑いも

空自活動違憲

「イラクで行われている空輸活動は、憲法9条に違反する活動を含んでいる」。裁判長が述べた瞬間、廷内にはどよめきが広がった。原告団のうち2人が走り出し、この目に備えて用意した数本の旗から「自衛隊イラク派兵は憲法違反」「画期的判決」を選び、裁判所前で掲げた。雨が降る中、待ち受けた数千人から大きな拍手が起き、抱き合う人たちがいた。

―1面参照

4年以上にわたって訴え続

けてきた原告たちや弁護団は、思い思いの言葉で喜びを表した。

裁判所近くで開かれた報告集会には、原告や支援者ら約150人が集まった。原告代表で大学講師の池住義憲さん(83)は「提訴を呼びかけて4

各地の原告ら

「画期的な判決」「我々にも追い風だ」。17日の名古屋高裁判決は、同様の訴訟の原告らを勇気づけた。

住民らがイラク派遣の違憲性を訴えた熊本訴訟は2月に一審で敗訴し、福岡高裁に控訴中。原告団体「自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本」の田中信幸事務局長は「名古屋高裁の判決は全国の原告団にとって励みになる。熊本の控訴審でも、福岡高裁は憲法判断に踏み込んでほしい」。

会見後、握手する(左から)原告の池住義憲代表、元レバノン大使の天木直人さん、内河恵一弁護士、川口創弁護士、中谷雄二弁護士。17日、名古屋市中区、加藤文明撮影

我々に追い風

原告団の板井俊介弁護士は「イラクの現地の事実を直視した立派な判決。憲法9条を無視した政府を断罪するものだ」と語った。

イラク派遣の違憲性を訴えている岡山訴訟の矢山有作・原告団長(84)は「真正面から憲法判断をしている」と評価する。岡山訴訟は全国で唯一、まだ判決が出ておらず、年内に判決が出る見通しだ。3月までイラク北部の産油地などを取材したジャーナリ

年2カ月。憲法9条を、平和憲法を持つ国の国民として誇りを持って語れる日が来た」とあいさつ。弁護団長の内河恵一弁護士は「何とか戦争のない国を、と願ってきただけに感無量だ。取り返しのつかない状況になりつつある今、引き返すことができる時だと願う」と話した。

弁護団事務局長の川口創・弁護士は「憲法9条に正面から向き合っており、予想を上回る歴史的で画期的な判決だ。9条が生きていることを示した」と評価した。自衛隊海外派遣の恒久法議論が出ていることを挙げ、「この時期に違」と語った。

憲法判決が出た意味は大きい。戦争をする国造りを止めるためにも、この判決を武器に政府に働きかけたい」と話した。原告・弁護団は、国会議員や政府に対して派遣の中止や隊員の帰還などを訴えていくことを確認し合った。

一方、17日夕の航空自衛隊小牧基地(愛知県小牧市)。イラクに派遣された経路があるという30代の隊員は「やっときたことが違憲と言われるのは複雑な思い」と戸惑いながらも、「我々は政府の決定に従ってやるのだから、(今後)後任務を」淡々とこなしたい」と語った。

ストの西谷文和さんは大阪訴訟の原告団の1人だった。「治安悪化の中で米軍が守るのは、市民ではなく油田施設。市民が望むのは何よりも戦争終結だ」と訴える。

イラク派遣訴訟 名古屋高裁判決要旨

自衛隊のイラク派遣をめぐる訴訟の控訴審で、名古屋高裁が十七日に言い渡した判決の要旨は次の通り。

【一面参照】

【派遣の違憲性】

自衛隊の海外活動に関する憲法九条の政府解釈は、自衛のため必要最小限の武力行使は許されるとし、武力の行使とは、わが国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうことを前提としている。

自衛隊の海外での活動については①武力行使目的の「海外派兵」は許されないが、そうではない「海外派遣」は許される②他国による武力行使への参加に至らない輸送や補給などの協力は他国による武力行使と一体となるようなものは自らも武力行使したとの評価を受けるため許されないが、一体とならないものは許される③一体化の有無は戦闘活動の地点と行動場所との地理的關係や行動の具体的内容、協力する相手の活動状況などを総合的に勘案して個々の判断されることを内容としている。

イラク特遣隊はこうした政府解釈の下、人道復興支援活動または安全確保支援活動を行うこと（一条）、活動は武力による威嚇または武力の行使に当たらないことであつてはならないこと

（二条二項）、戦闘行為が行われることがないと思われる地域で実施すること（二条三項）を規定。「国際的な武力紛争」とは国または国に準じる組織の間で生じる国内問題にとまらな

い武力を用いた争いだと認定できる事実によると、二〇〇三年五月のフシエ大統領による主要な「戦闘終結宣言」後も、米軍を中心とする多国軍はバグダッドなどの都市で、多数の兵員を動員し武装勢力の掃討作戦などを繰り返して、歴史的な武装勢力は海外の勢力から援助を受け、米軍の駐留に反対するなど一定の政治的目的を有して相応の兵力を保持し組織的・計画的に多国軍に抵抗している。

その結果、多数の死傷者が出ており多国軍の活動は単なる治安活動の域を越えている。イラクでは派兵対立に根差す武装勢力間の抗争や武装勢力と多国軍との抗争があり、これらが複雑に絡み合い泥沼化した戦争の状態になっている。多国軍と国に準じる組織と認められる武装勢力との間で、治安問題にとまらな

い武力を用いた争いがあり、国際的な武力紛争が行われている。特にバグダッドは七年に入っても、米軍がシーア派、スンニ派の両武装勢力を標的に掃討作戦を展開

し、多数の犠牲者を出しており、国際的な武力紛争の一環として殺傷や破壊行為が現に行われ、イラク特遣隊に「戦闘地域」に該当する。

航空自衛隊は、米国の要請を受け〇六年七月より以降、バグダッド空港への空輸活動を行い、輸送機三機により週四、五回、定期的にバグダッドの空港からバグダッド空港へ武装した多国軍の兵員を輸送している。

航空の輸送活動は、主としてイラク特遣隊の安全確保支援活動の名目で行われ、それ自体は武力の行使に該当しないとしても、現代戦では輸送なども戦闘行為の重要な要素であり、多国軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているといえる。

航空の空輸活動のうち、少なくとも多国軍の武装兵員を、戦闘地域のバグダッドへ空輸するものについては、他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない。

航空の空輸活動は、イラク特遣隊を台頭としても、武力行使を禁止した同法二条二項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条三項に違反し、憲法九条一項に違反する活動を含んでいる。

【平和的生存権】

平和的生存権はすべての基本的人権の基礎にあり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したこととまでは認められないべきだ。

裁判所に対し、その保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求できる具体的な権利性が肯定される場合がある。憲法九条に違反する戦争の遂行や武力行使など個人の生命、自由が侵害される場合などには、裁判所に対し違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求などにより救済を求めることができる場合がある。

【控訴人らの請求】

本件の違憲確認請求はある事実行為が抽象的に違法であることの確認を求めるもので、現在の権利や法律関係に関するといえず請求は確認の利益を欠き不適法だ。

本件の差し止め請求は防衛大臣による行政権の行使の取り消し変更またはその発動を求める請求を意味。このような行政権の行使に対し、私人が民事上の請求権を有すると解することはできず、訴えは不適法だ。

控訴人らの切実な願いには平和憲法上の国民として共感すべき部分が多く含まれるが、本件派遣によつて具体的権利としての平和的生存権が侵害されたことまでは認められない。損害賠償請求で認められる程度の被侵害利益がまた生じているといえず、本件損害賠償請求は認められない。

社説

イラク判決

違憲とされた自衛隊派遣

あのイラクに「非戦闘地域」などあり得るのか。武装した米軍などの兵士を輸送しているのに、なお武力行使にかかわっていないと言ひ張れるのか。

戦闘が続くイラクへの航空自衛隊の派遣をめぐる、こんな素朴な疑問に裁判所が答えてくれた。いずれも「ノー」である。

自衛隊が派遣されて4年。長年、疑念を抱いていた人々も「やっぱり」という思いを深めたのではないか。

航空自衛隊の派遣に反対する3千人余りの人々が派遣差し止めを求めて起こした訴訟で、名古屋高裁が判決を言い渡した。

差し止め請求は退けられ、その意味では一審に続いて原告敗訴だった。だが、判決理由のなかで憲法などのかかわりが論じられ、派遣当時的小泉政権が示し、その後の安倍、福田両政権が踏襲した論拠を明確に否定した。

判決は、イラクの現状は単なる治安

問題の域を超え、泥沼化した戦争状態になっていると指摘した。とくに航空自衛隊が活動する首都バグダッドの状況はひどく、イラク特措法の言う「戦闘地域」にあたるとした。

小泉政権は、イラクのなかでも戦火の及ばない「非戦闘地域」が存在し、そこなら自衛隊を派遣しても問題ないと主張した。陸上自衛隊を派遣した南部サマワや、首都の空港などはそれにあたるといわれた。

判決はそれを認めず、空輸活動はイラク特措法違反と明確に述べた。空自の輸送機はこれまで攻撃を受けなかったものの、何度も危険回避行動をとったことを防衛省は認めている。実際に米軍機などが被弾したこともあった。

判決の認識は納得がいく。

もう一つ、多国籍軍の武装兵員を空輸するのは、他国による武力行使と一体化した行動であり、自らも武力を使ったと見られても仕方がない、つまり憲

法9条に違反するとした。

もともと、無理のうえに無理を重ねた法解釈だった。当時の小泉首相は、非戦闘地域とはなにかと国会で聞かれ、「自衛隊が活動する地域は非戦闘地域」などと苦しい答弁を繰り返した。

判決後、町村官房長官は派遣続行を表明した。最高裁による最終判断ではないということだろう。それでも、高裁の司法判断は重い。判決を踏まえ、政治はすぐにも派遣をめぐる真剣な論議を始め、撤回を決断すべきだ。

日本の裁判所は憲法判断を避ける傾向が強く、行政追認との批判がある。それだけにこの判決に新鮮な驚きを感じた人も少なくあるまい。

本来、裁判所は政府や国会をチェックしなければならない。その役割を果たそうとした高裁判決が驚きをもたらすという現実を、憲法の番人であるはずの最高裁は重く受け止めるべきだ。

<2008・4・18>

社説

イラク空自違憲

イラク復興特別措置法に基づき航空自衛隊のバグダードへの空輸活動を違憲とする判決が出た。自衛隊のイラク派遣に反対する市民グループが国を相手取って、派遣が憲法違反であることの確認を求めた控訴審で、名古屋高裁(青山邦夫裁判長)が17日、判断したものだ。

日、判断したものだ。

あいまいな説明は許されない

法でいう「戦闘地域」にあると認定した。そのうえで、「多国籍軍の武装兵員を戦闘地域であるバグダードに空輸する活動は、他国による武力行使と一体化した行動で、武力行使を行ったとの評価を受けざるを得ない」とした。

政府と同じ憲法解釈で特

活動を含憲だと主張してきた根拠を根底から覆すものだからだ。

と主張するのなら、その根拠を国民に言い明かに説明する責務がある。

送はしている。しかし、どんな活動をして

陸上自衛隊は06年7月にイラク・サマワから撤退したが、空自は昨年6月のイラク特措法改正で活動が2年間延長された。イラクで5年目の活動を展開しており、クウェートから首都バグダードへの輸送などを担当している。

措置を合憲としたとしても、活動を「非戦闘地域」に限定した特措法と、武力行使を禁じた憲法9条に違反するとの判断である。

国内の非戦闘地域について聞かれ、「イラク国内の地名とかを把握しているわけではない。どこが非戦闘地域かと聞かれても、分かるわけがない」と発言したこともあった。

しているかは部隊の安全の面があり、公表できない部分もある」と述べていた。しかし、輸送対象に米軍を中心とする多国籍軍が含まれており、当初の「人道復興支援」から「米軍支援」に変質したのではないかと

判断はまず、バグダードで米軍などと武装勢力との間で激しい武力衝突が起き

武力紛争」であるとの判断に基づき、バグダードを「戦闘地域」と認定したことが、政府がイラクでの自衛隊の活動地域が非戦闘地域であ

判決は、極めてあいまいだった当時の首相発言を指弾する内容でもある。政府は判決を真摯に受け止め、活動地域が非戦闘地域であ

政府は、輸送の具体的な内容についても国民に明らかにすべきである。

間、激しい武力衝突が起き

政府がイラクでの自衛隊の

活動地域が非戦闘地域であ

内容についても国民に明らかにすべきである。

社説



兵輸送は武力行使ではない

イラクでの自衛隊の活動などに対する事実認識や、法解釈の誤りがある。極めて問題の多い判決文である。

イラク空自判決

航空自衛隊がクウェートとイラクの間で実施中の空輸活動の一部について、名古屋高裁は、国際紛争解決の手段としての武力行使を禁じた憲法9条に違反するとの判断を示した。

市民団体メンバーらが空自のイラク派遣の違憲確認と差し止め、損害賠償を国に求めていた。

判決は、原告の請求をいずれも棄却した。違憲確認の請求についても「利益を欠き、不適法」と判断している。それなのに、わざわざ傍論で「違憲」との見解を加える必要があったのだろうか。

国は、訴訟上は勝訴したため、上告できない。原告側も上告しないため、この判決が確定する。こうした形の判例が残るのは、好ましいことではない。

イラク復興支援特別措置法は、自衛隊の活動について、人道復興支援などを「非戦闘地域」で行うよう定めている。

判決文は、イラクでの多国籍軍と国内の武装勢力との抗争を「国際的な戦闘」と「認定」した。それを前提として、空自による多国籍軍兵の空輸は「他国による武力行使と一体化した行動」で、武力行使に当たる、と結論づけた。

だが、多国籍軍による武装勢力の掃討活動は、イラクの安定と安全への貢献を求めた2003年5月の国連安全保障理事会決議14

83などを根拠としている。イラク政府も支持しており、正当な治安維持活動にほかならない。

仮に掃討活動が武力行使だとしても、憲法上の問題はない。空自による多国籍軍兵の空輸は、武力行使と一体化しないからだ。

内閣法制局は、「一体化」の有無を判断する基準として、地理的關係、密接性など4項目を挙げている。空自の輸送機から降り立った兵士がすぐに戦闘活動を開始するならば、一体化する恐れもあるだろうが、実態は全く違う。

判決文は、バグダッドが「戦闘地域」に該当するとしている。

だが、イラク特措法に基づく基本計画は、空自の活動地域をバグダッド空港に限定している。空港は、治安が保たれ、民間機も発着しており、「戦闘地域」とはほど遠い。空港が「戦闘地域」になれば、空自は活動を中止する。

イラク空輸活動は、日本の国際平和活動の中核を担っている。空自隊員には、今回の判決に動じることなく、その重要な任務を着実に果たしてもらいたい。

イラク派遣違憲判断

政府は活動の法的根拠示せ

自衛隊の活動をめぐって極めて重い司法判断が下された。

名古屋高裁が、イラクで航空自衛隊が行っている空輸活動について「憲法九条に違反する」などとする違憲判断を示した。

自衛隊のイラク派遣をめぐる違憲判断は初めてとなる。

原告らが求めていた派遣差し止めや慰謝料の請求はいずれも退けられたが、実質勝訴と受け止めており、上告はしない方針だ。

政府は判決に対して「納得できない。自衛隊活動は継続する」と

の見解を示している。

しかし、そうであるなら自衛隊活動に関する情報公開を進め、法的根拠をあらためて国民にしっかりと説明するべきだ。

自らの武力行使指摘

二〇〇二年九月十一日に米中核

同時テロが発生して以来、当時の小泉政権が対米支援のために成立させたのがテロ対策特別措置法やイラク復興支援特別措置法だ。

ただ法案についての国会論戦は十分ではなく、政府がどこまでの中で押し通したとの印象は残る。

イラクでの自衛隊活動は当初、陸上自衛隊によるサマワでの支援

が中心だったが、〇六年七月に陸自が撤収してからは国連や多国籍軍関係の空輸を手がけている。

今回の判決はその〇六年七月以降の任務について「他国の武力行使と一体化し、自らの武力行使を行ったとの評価を受けざるを得ない」と指摘した。

その上で空輸が自衛隊の活動を「非戦闘地域」に限定したイラク特措法に違反し、憲法九条に違反する活動を含んでいるとした。

戦闘地域と非戦闘地域について線引きはともなうあいまいなままだった。

これらは長年野党の追及もあったが、政府が十分に説明責任を果

たしてこなかった問題だ。

情報は乏しく不透明

これまで政府が主張してきた非戦闘地域の定義は、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる一定の地域」だった。

だが実際には、サマワ郊外にあった陸自の宿営地内や周辺にロケット弾などがたびたび撃ち込まれ、そのうち一発は荷物用のコンテナを貫通。陸自の車列近くで爆弾が爆発したこともあった。

政府の「自衛隊が活動している地域は非戦闘地域」との主張に説

得力を欠いていたのは確かだ。

民主党政権はイラク復興支援特措法に規定された非戦闘地域の概念は「虚構」と批判してきただけに、判決を受けて、あらためて明確な説明を求めてくるだろう。

政府は今回の判決に「依然として非戦闘地域の要件を満たしている。武力行使と一体化するものではない」と反論。「自衛隊活動に何ら影響を与えるものではない」としている。

だが、イラクでの空自の活動やインド洋での海上自衛隊の活動について公開される情報は乏しく、不透明感はぬぐえない。

政府はあらためて自衛隊の特措法に基づく一連の海外活動について検証し、その全体像を国民の前に明らかにする責任がある。

社説

2008年4月18日

「憲法25条」を再定義しよう

希望社会への提言 24 完

・現代にふさわしい文化的な生活を追求する
・各党も国民も、希望社会の具体像を描こう

「日本に来てみると人の目に希望があり、救われる思いがした」
敗戦で灰燼に帰し、戦火に多くが倒れ、生き残った者はその日暮らしに追われていたころ。日本人の心に寄り添った英国の詩人がいた。

文化使節として47年に来日し、50年までに800回、英文学などの講義で各地を回ったエドモンド・ランデン。彼の言葉だ。48年正月、荒垣秀雄の「天声人語」が伝えている。

当時の日本には、暗れ渡る青空以外に何もなかった。だが同じ空でも、恐

い。家族のきずなはもろくなった。そして何よりも、希望が見えなくなった。目の前に立ちはたかる政府の膨大な借金と、急速な少子高齢化。忍び寄る経済力の衰え……。

未来に生きる子どもたちに、不安より希望を残したい。

そこで思い起すのは、あの敗戦後、私たちの先人がすべての国民に向けて、ある理想を掲げたことだ。

日本国憲法には、人間が人間らしく生きる権利をもつ、とした条文がある。第25条である。

1 すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

この規定は、連合国軍総司令部（GHQ）の憲法草案にはなかった。衆議の委員会でも、森戸辰男議員（社会党）ら日本人により加えられたのだ。

定や警察官職務執行法改正といった強硬路線で国論を二分した印象が強い。だが、追放すべき「三悪」に賛意を加え、そのために経済政策と社会保障制度の拡充を進めた顔もあった。

当時、文化的水準に應ずる最低限度の生活について問われた森戸氏は「その国のその時の文化水準に応じた最低限度の生活」という意味だと説明した。

一定の福祉水準を想定したものではなく、国全体の生活が向上すれば福祉も良くなっていくとの考えだ。

25条は、とかく生活保護の水準確保について定めた条文として扱われてきた。しかし第2項から分かるように、じつは広く社会福祉を拡充することをめざしている。

その精神が制度づくりに結実したのは、映画「三日月の夕日」が舞台になった58年から59年ごろだった。この2年間に、最低賃金法、国民皆保険をめざす国民健康保険法改正、自営業者らを対象に加えた国民年金法が次々と日の目を見た。岸内閣の時だ。

岸信介首相といえは、60年の安保改

定や警察官職務執行法改正といった強硬路線で国論を二分した印象が強い。だが、追放すべき「三悪」に賛意を加え、そのために経済政策と社会保障制度の拡充を進めた顔もあった。

必要がある。そして「すべての国民」がその恩恵にあずかれるよう、制度を作り直さねばならない。

恩恵はただでは享受できない。みんなの努力と相応の負担、互いに支え合う「連帯」の仕組みづくりが欠かせない。私たちが積み重ねてきた提言は、突き詰めればそういうことだ。

先頭に立つべきは政党だろう。各党は、将来にわたって確保すべき生活水準の具体像を明らかにし、そのための道筋と、必要な負担をきちんと示してほしい。これを「希望社会への契約」としてマニフェストにし、国民の理解を競い合うのだ。

私たちが一人ひとりが、ちくせいの必

要がある。子どもや孫の成長を楽しむように、その世代のために希望を残すことを大きな義務としたい。

今回で社説シリーズ「希望社会への提言」を終え、12日に締めくくりの座談会を開催します。提言の全内容はこちら
<http://www.asahi.com/shimbun/teigen/index.html>をご覧ください。

偽装請負「雇用は成立」

松下PDP訴訟 就労当初から

大阪高裁判決

違法な偽装請負の状態が働かされていた男性について、大阪高裁が25日、当初から両者に雇用契約が成立しているとして、解雇時点にさかのぼって賃金を支払うよう就労先の会社と命じる判決を言い渡した。就労先で直接、指揮命令を受け、実質的にそこから賃金支払いを受けていた実態を重視。「請負契約」が違法で無効なのに働き続けていた事実を法的に根拠づけるには、黙示の労働契約が成立したと考えるほかないと述べた。事実上、期間を区切ることなく雇い続けるような命じる判断だ。

Ⅱ面に「時時刻刻」

原告側の弁護団によると、偽装請負をめぐる就労先の雇用責任を認めた司法判断は高裁レベルで初めて。キヤノンなど大手メーカーの偽装請負は社会問題となったが、違反は社会問題となったが、違反

法行為を指摘された企業が短期間の直接雇用のみで「是正した」と主張する事態が続発。行政も追認していた。今回の判決はこうした法解釈を覆す可能性がある。弁護団は

偽装請負 労働者を雇ったり、派遣を受けたたりしている実態があるのに、形式的に「請負契約」を装って様々な責任や義務を免れようとする雇用形態。製造業では労働者派遣が

04年2月まで禁止されており、解雇後も直接雇用義務などの規制がある。このため、労働者の供給や派遣を請負と偽るケースが多い。キヤノンや日亜化学工業など大手でも発覚した。

て、慰謝料の額も一審の45万円から90万円に増額した。

判決によると、吉岡さんは04年1月から、松下PDPの茨木工場で「請負会社の社員」という形で働いていたが、翌05年5月、「実際は松下PDPの社員の指揮命令のもとで働いており、実態は直接雇用だ」と大阪労働局に偽

労働実態を正しく判断

協田滋・龍谷大教授（労働法）の話 今回の判決は、形式的な契約の文言などにとらわれず、労働実態を正しく判断して松下電器子会社との雇

装請負を内部告発した。同8月、松下PDPに期間工として直接雇用されたものの、06年1月末、期間満了を理由に職を失った。期間工だった間、吉岡さんは他の社員と接触できない単純作業に従事させられた。

判決はまず、請負会社の社員だった吉岡さんらの労働実態について「松下側の従業員としての指揮命令を受けていた」と認定。吉岡さんを雇っていた請負会社と松下側が結んだ業務委託契約は「脱法的な労働者供給契約」であり、職業安定法や労働基準法に違反して無効だと判断した。

そのうえで、労働契約は当事者間の「黙示の合意」でも成立すると指摘。吉岡さんの場合、04年1月以降、「期間

用契約を認めた。労働者を実際に働かせ、その労働で一番利益を得るものが雇用主として責任を負い、形式的な第三者に使用者責任をやらせてはならない。それが労働法の精神だ。違法な偽装請負における「名ばかり雇用主」を明確に否定した点で意義は大きい。

2カ月」「更新あり」「時給1350円」などの条件で松下側に労働力を提供し、松下側と使用従属関係にあったとして、双方の間には「黙示の労働契約の成立が認められる」と認定した。この結果、吉岡さんはこの工場で働き始めた当初から直接雇用の関係にあったと結論づけた。

昨年4月の大阪地裁判決は「偽装請負の疑いが極めて強い」として、就労先には労働者を直接雇用する義務が生じるとの判断を示す一方、雇用契約の成立は否定していた。松下PDPの親会社の松下電器産業広報グループは「主張が認められず極めて遺憾。判決文をよく検証し、上告する方針」との談話を出した。

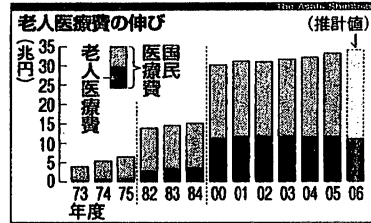
医療費抑制のみ力点

後期高齢者制度ができるまで

4月に始まった後期高齢者医療制度が不評だ。特に、対象となる75歳以上のお年寄りの批判が強い。制度ができた経緯を検証すると、「増え続ける老人の医療費を、どう賄うか」と、お金のやりくりばかり議論され、お年寄りの立場からの視点が弱かった。

(浜田陽太郎、平野春木)

112面に「ニュースがわかんない」



77年すでに構想

「高齢者の医療費が増えるので、対策はないか」という発想から出た。医師評論家の水野泰三(80)は、83年から10年以上にわたって委員を務めた「老人保健審議会」を振り返る。

出発点は、「福祉元年」と呼

ばれる78年の「老人医療費の無料化」だ。高齢者の病院に通う回数が増え、「待合室のサロン化」、同じ病気でいくつもの病院にかかる「ハシゴ受診」、営利優先の病院による「乱診乱療」が問題視され始めた。老人医療費は急増、高齢者が多く加

入する市町村単位の国民健康保険(国保)の懐を直撃した。改革が検討される中で、厚生省は77年に「老人を国保から切り離して、別建ての制度とする」という提案をした。後期高齢者医療制度と同じ考え方だが、日本医師会の武見太郎会長(当時)が「老人は捨て山構想」と批判、頓挫する。

議論の末にできたのが老人保健制度。83年に始まり、今年3月まで続いていた。

①市町村の健康による老人の健康づくり②老人の医療費を賄うためにサラリーマンの健保組合や公務員の共済、国保がお金を出し合う仕組み(拠出金制)を導入、という二本柱。ただ、水野さんは「審議会に老人病の専門家は少なく、老人の健康が議論されたことはほとんどない」と話す。

老健制度のもと、高齢者の自己負担は「外来月400円」など、高額から徐々に上がった。前年に就任した小泉純一郎首相が「三万一千億」の改革で、サラリーマン本人の患者負担を2割から3割に上げると決定。怒った議員は「国民に負担増を強いるなら、現役世代の保険料を支える高齢者医療を含めた抜本改革が必要だ」と、政府に「新しい高齢者医療制度の創設を2年以内に措置する」ことを約束させた。

「75歳以上を対象にした独立型」を推したのが、丹羽雄哉・元厚相だ。公費で5割、高齢者からも保険料負担を求めて、現役世代の負担が重くなりすぎないようにする。講演会などで繰り返した丹羽氏の主張は、今の政府の説明と重なる。だが、当時の厚労省は懐疑的だった。医療費のかさむ高齢者だけを集めた独立型は、公費が膨らみ続ける。「非現実的で、第1案ではなかった」(次官経

増す負担 独立型浮上

験者)

厚労省は同年12月に発表した医療制度改革の試案に、二つの案を併記した。

一つは、高齢者も従来の制度に加したまま、制度間でお金をやりくりする坂口力・厚労

相(当時)も推す省としての第1案。自民党が推す「独立型」は第2案だった。

しかし、「坂口案は老健制度と本質が同じ。理解が得られない」と考えた丹羽氏は、坂口氏を説得。翌03年3月、医療改革の「基本方針」が閣議決定された。65〜74歳までの「前期高齢者」の医療費は、坂口案に似た「異なる保険制度の間でお金をやりとりする」仕組みで支え、75歳以上の「後期高齢者」については自民党の「独立型」を採用するという案だった。

担当が8兆円を超える。やはり何らかの手法が必要だ」と述べ、民間議員側に軍配を上げた。

諮問会議のプレッシャーを受けながら、厚労省は10月、後期高齢者医療制度を含む医療制度改革改革試案を作り、年末に政府の「医療制度改革大綱」で決めた。2025年度の医療給付費を56兆円から48兆円へと抑制する内容。その具体策が70〜74歳の高齢者の負担の1割から2割への引き上げだった。

巨大与党の下で決定

歴史的な大勝を果たした郵政選挙後の05年9月、民間議員の奥田碩・トヨタ自動車会長(当時、現相談役)は「医療制度改革も様々な利害関係者間で調整が進まず、改革は進んでいない。現状打破が必要」と語った。厚労省と厚労族が仕切る「聖域」への切り込み宣言だった。

諮問会議で尾辻厚労相(当時)は「先に金の話ありきだと非常に議論しづらくなる」と持論を展開した。しかし、小泉首相は「皆保険制度の持続には経済財政を無視するわけにはいかない。来年度も医療費だけで税負担

が表面化し、世の中がそれに気づいたのは08年春、新しい保険証が手元に届き始めてからだ。

- 後期高齢者医療制度がスタートするまで
- 73年 老人医療費を無料化
- 77年 医療費の急増を受けて、厚生省(当時)が、「老人だけの別建て制度」を検討
- 83年 老人医療費の無料化を廃止
- 02年2月 サラリーマン本人負担の3割引き上げを巡り、小泉首相と与党が激突。健保法改正案の付則に「新しい高齢者医療制度の創設」などの明記で決着
- 03年3月 医療改革の「基本方針」を閣議決定。「後期高齢者の新制度への加入」が決まる
- 05年8月 郵政選挙で、自民党が圧勝
- 05年10月 厚労省が、後期高齢者医療制度を含む「医療制度構造改革試案」を発表
- 05年12月 政府・与党が「改革大綱」を決定。「現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されている」とし、新たな高齢者医療制度による、世代間の負担の明確化をうたう
- 06年6月 参院厚労委員会で採決
- 07年10月 夏の参院選大敗を受け、被扶養者の保険料支払いの凍結などの激変緩和策を決定
- 08年4月 後期高齢者医療制度がスタート。832万人の年金から保険料の天引きを開始



06年5月17日、衆院厚労委で医療制度改革関連法案を採決した

06年5月17日、衆院厚労委で医療制度改革関連法案を採決した

06年5月17日、自民・公明両党は医療制度改革関連法案を衆院厚生労働委員会が採決、両党による賛成多数で可決した。野党の反対意見は高齢者負担の2割への引き上げが中心だった。02年に制度が具体化して以降も、意識されたのは常に「現役世代の負担」。「切り離されるお年寄り」への目配りが薄かったことに気づく。

当事者であるお年寄りの怒りが表面化し、世の中がそれに気づいたのは08年春、新しい保険証が手元に届き始めてからだ。

「すべり台社会」穴多い医療・年金・住宅の保障

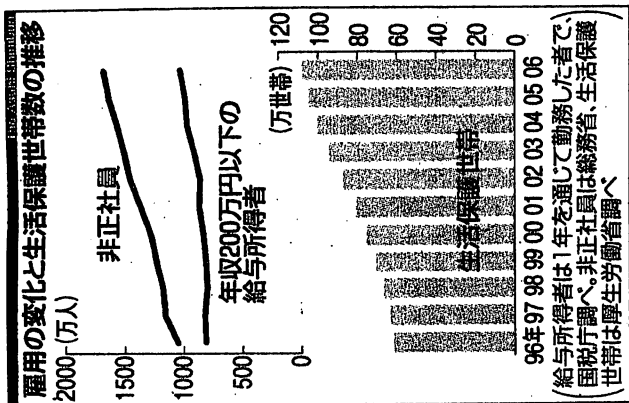
野宿者や失業者の支援が中心だったNPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」だが、ここ数年は、働いている若者や働き盛りの家族持ちも駆け込みでくる。生活相談日の毎週火曜日は電話が鳴り響き、面接ブースに列ができて、まるで救急病院だ。事務局長の湯浅誠さん(39)は「いまは、少し踏み外しただけでもすぐに貧困のどん底まで滑り落ち、なかなかはい上がれない」と語り、「すべり台社会」と呼ぶ。

健康保険や厚生年金に入るのも、雇用期間が2カ月以内だと原則として対象外で、労働時間が正社員の「おおむね4分の3以上」が条件だ。社会保険料負担を避けるため、わざわざ適用外になるように非正社員の労働時間を設定している企業も珍しくない。

さらに、最後のセーフティネットである生活保護制度は、自治体の財政難を背景に窓口で違法な申請拒否が横行。生活保護費以下の収入しかない人も、申請さえ受け付けない例が後を絶たない。

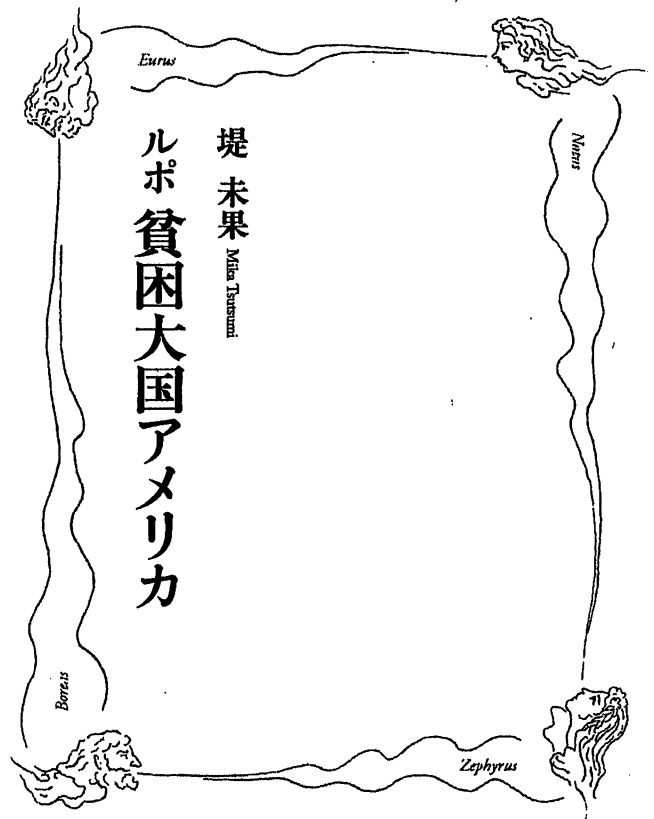
都留文科大の後藤道夫教授(社会哲学)は「日本の社会保障制度は、『働いても食べていけない』状態を想定していない」と指摘する。これまでは、正社員であれば企業が職業訓練をし、医療、年金、住宅保障の機能も担ってきた。「非正社員にとって、日本の福祉は『底抜け』状態にある。自己責任を問うだけの時期はもう過ぎており、具体的な対策を議論すべきだ」(福岡大介、諸麦美紀)

日本、貧困率ワースト2



経済協力開発機構(OECD) 諸国の相対的貧困率ワースト10

国名	相対的貧困率
米国	13.7
日本	13.5
アイルランド	11.9
イタリア	11.5
カナダ	10.3
ポルトガル	9.6
ニュージーランド	9.5
イギリス	8.7
オーストラリア	8.6
ドイツ	8.0



岩波新書
1112

目次

プロローグ 1

第1章 貧困が生み出す肥満国民 11

新自由主義登場によって失われたアメリカの中流家庭／なぜ貧困児童に肥満児が多いのか／フードスタンプで暮らす人々／アメリカ国内の飢餓人口

コラム① 間違いだらけの肥満児対策

第2章 民営化による国内難民と自由化による経済難民 35

人災だったハリケーン・カトリナ／「民営化」の罠／棄民となった被災者たち／「再建」ではなく「削除」されたニューオーリンズの貧困地域／学校の民営化／「自由競争」が生み出す経済難民たち

コラム② ニューオーリンズの目に見えぬ宝

第3章 一度の病気で貧困層に転落する人々 63

世界一高い医療費で破産する中間層／日帰り出産する妊婦たち／競争による効率主義に追いつめられる医師たち／破綻していくアメリカの公的医療支援／株式会社化する病院／笑わない看護師たち／急増する医療過誤／急増する無保険者たち

コラム③ 不安の「フード・ファディズム」

第4章 出口をふさがれる若者たち 99

「落ちこぼれゼロ法」という名の裏口徴兵政策／経済的な徴兵制／ノルマに圧迫されるリクルーターたち／見えない高校生勧誘システム「JROTC」／民営化される学資ローン／軍の第二のターゲットはコミュニティ・カレッジの学生／カード地獄に陥る学生たち／学資ローン返済免除プログラム／魅惑のオンライン・ゲーム「アメリカズ・アーミー」／入隊しても貧困から抜け出せない／帰還後にはホームレスに

コラム④ 誰がメディアの裏側にいるのか？

第5章 世界中のワーキングプアが支える「民営化された戦争」 145

「素晴らしいお仕事の話があるんですがね」／「これは戦争ではなく派遣という純粋なビジネスです」／ターゲットは世界中の貧困層／戦争で潤う民間戦争請負会社／見えない「傭兵」／一元化される個人情報と国民監視体制／国民身分証法／州兵としてイラク戦争を支えた日本人／「これは戦争だ」という実感

コラム⑤ テロより怖い民営化

エピローグ 191

初出一覧 201

あとがき 203



第64回憲法と平和を考えるつどい 憲法を生かして格差・貧困の根を 断つ・・・9条+25条の視点

日 時: 2008年5月3日(土) 10時00分～12時00分

場 所: 宮崎市中央公民館3階 大会議室 (0985-29-8455)

講 師: 二宮厚美先生(神戸大学)

主 催: 日本科学者会議宮崎支部、民主法律家協会宮崎支部

協 賛: 憲法と平和をまもる宮崎県連絡会

◎どなたでも参加できます。

参加費(含資料代)500 円

お問い合わせ先: 宮崎中央法律事務所内 Tel: 0985-24-8820

講師プロフィール:

愛知県出身1947年生、神戸大学教授。専門は、経済学。とくに労働・生活、社会福祉問題では、わが国では第一級の研究者で、著書多数。2007年8月に出版された『格差社会の克服』(山吹書店 ¥2,520)は、格差・貧困問題の克服を考える上で必読の好著。また、母親大会はじめ各地の集会で講演し、核心に迫るすどい現状分析とその克服への問題提起では定評がある。



今日、私たちの国では、ワーキングプアの増大をはじめ、深刻な格差社会が社会問題になっています。この格差社会の実態と性格、なぜもたらされたのか、この行きつく先は？

この格差・貧困問題に私たちはどう対応したらよいのか皆で考えましょう。

キーワード: 新自由主義、弱者切り捨て、憲法9条+25条

第64回憲法と平和を考えるつどい

参加者アンケートのまとめ

講師：二宮 厚美 氏（神戸大学教授）

開催日：2008年5月03日

テーマ：「憲法を生かして格差・貧困の根
を断つ…9条と25条の視点」



感想

- 9条と25条の意味がすごくわかりました。今まで関連づけて考えたことがなかったので、新鮮でした。「9条を守ることは生活を守る、生活を守ることが9条を守る」ことがよくわかりました。(女、61才)
- 25条の視点を大変わかりやすく話していただきました。9条と25条の関係もよかったですね。(男、65才)
- 憲法にちなんだ行事ということで新聞社に問い合わせせて急遽参加したが、非常に参考になった。(男、71才)
- とてもわかりやすい内容でした。物事を簡潔に考えて（とらえて）話すことで、9条、25条の大切さを伝えられると思いました。(男、45才)
- 格差問題を深く認識できました(男、59才)
- 9条と25条の関係を大変面白く聞きました(男、70才)
- 憲法25条が日本の現状を打破し、克服してゆく力になることがよくわかり、私たちはスローガンやかけ声だけで行動するのではなく、細かに講演などで実情を知り、理論的にまとめたお話を聞くことが大切だと思います。非常にわかりやすかった。(女、64才)
- 憲法25条と9条との関連がいかにかが具体的な事例にそってとてもしっかり納得できました。ありがとうございました。(女、69才)
- 9条と25条を別々に考えてきたが、「兄弟」の関係と教えられ、実にわかりやすく、再認識できました。戦争を体験してきた私にとって9条は本当に宝です。構造改革路線で個人の生活だけでなく、地域が破壊された現在、現象面だけで論じられることが多いので、先生のお話を伝えて、運動を大きくしていきたいと思います。(女、73才)
- 現在の格差の実状が理解できた。9条と25条の関係がわかった。(男、64才)
- 堅いイメージのテーマを終始具体的な例をあげて興味深く語られました。前回の講演会でも感じましたが、こんな素晴らしい話を、せめて500～1000人くらいの方が聴ければと思いました。資料代というより、「9条の会」の維持費・活動費として参加者から募金を募った方がよいのでは？と思うのですが。(男、75才)
- 非常に時宜を得たわかりやすい講演でした。素晴らしいものだった。(男、70才)
- 25条の重大性を再認識した。9条単独でなく、”双子の関係“を理解できた。(男、67才)
- 25条に関しての認識を深くしました(女、62才)
- 新聞やテレビなどでは得られない情報を耳にすることができて嬉しかったし、とても参考になりました。今政治が行き詰まっているように思います。先を見通せる思索や国民的運動のリーダー的存在をアピールし、間違った国のあり方をさせないようよろしくお願いいたします(女、65才)。
- 名古屋高裁の判決に対する新聞各社の社説等、比較が出来て面白かった。読売の社説は論外。(女69才)
- 私は、世界が何兆円もの膨大な軍事費を使っている一方、地球温暖化によって人類が減びることになることを心配している。それに気づいて軍事をやめなければならぬと思う(男、70才)
- 格差社会の誘因を憲法9条、25条との関連から解明され、理解を深めることが出来ました。(男、74才)
- 現在のこの日本で広がっている不安、生活困窮の問題を詳しく分析解説してくださり、ありがとうございました。しかし、この日本でおこっている問題は全世界的な状況とリンクしたもので、容易に未来への不安は払拭されません、9条の会の輪を大きく広げていきたい。(女、64才)
- たいへん分かりやすく、25条と9条との関係を話してくださいました。目が開かれる思いです。

ありがとうございました。(女、49才)

- 適切な内容であった。もっと聴きたかった。(男、70才)
- 今の生活状況はどこから来ているかが理解できて、これからの対話の参考になった(男、82才)
- 実によくわかり、勉強になった。面白かった。(男、72才)
- たいへんわかりやすいお話で、25条と9条の関係についてのお話は納得できた。25条の大切さを改めて考えた。若い人たちが希望も夢も持てないような社会は変えなければと思いました。(女、60才)
- マルクスやウエーバーを読んでいる私にとって、問題の本質まで話しが達していないように思った。(男、51才)
- 大変よく理解できた。わかりやすく納得できた。経済格差が様々な格差を生み、社会が不安に陥る。これはどうしても政治の行方に注視しなくてはいけないと思った。(男、64才)
- ユーモアをまじえてのとてもわかりやすいお話で、とても良かったです。(女、50才)
- 二宮先生の広範なご体験から発せられる諸情報は、時宜を得て誠に有意義。改めて格差社会を実感した次第です。(男、68才)
- わかりやすく楽しい語り口の中に解決の示唆をいただき、ありがとうございました。アメリカでは、日本の9条と25条のような条項がないので、貧困が底なしで、貧しい人たちが(公的医療保健、社会保障がないため)生活するためやむなく軍隊に入り、イラクに行く。日本でも、宮崎のように地元に仕事がないため自衛隊に入る人が多い。福祉切り捨て政策が進むと貧困層は軍隊に入ったり、戦争を望む若者まで出てくるという指摘にはハットしました。(男、55才)
- 大変分かりやすく、格差社会と憲法との関係を聞いた。政権・政治の方向と生活実態についても考えさせられた。(男、70才)
- 分かりやすい。9条と25条との関係にハットさせられた。(女、56才)
- 大変よくわかり、考えさせられました。日常の政治の動きがよく整理でき。頭がスッキリしました。(男、59才)
- 生活に密着し具体的でわかりやすく、たいへんよかった。(女、71才)
- 9条+25条の視点、しっかり理解できました。良かったです。(女、61才)
- 貧困の地域格差の全国的拡がりや社会の重大な問題となり、今後の日本の行く手に暗い見通しを与えている。この打開の政治を、自民政治の終止符を。大企業主体の政治にとどめを。(男79才)

★ 二宮先生からのコメント

「集会では、熱心に私の講演を聴いてくださり、感謝しています。いくつかの感想文には、憲法第9条と25条の関連がつかめた、25条を武器にして、9条の改憲をたくらむ勢力に待ったをかけることができることがわかった、といったことが書かれてありました。9条と25条が双子の関係において国民の平和と生活を担っていることを理解していただき、私としても大変嬉しく思っています。」 以上、とり急ぎ、お礼と返事まで。皆様方の今後のご活躍を祈っております。 神戸大 二宮厚美

